神奈川県ビリヤード協会
規　約

令和３年５月２４日

神奈川県ビリヤード協会

改訂履歴

No	日付	内容
1	平成９年４月１日	新規作成
2	平成３０年７月１４日	６条の③、２２条の②、２２条の④　を修正
3	令和３年５月２４日	第 22 条　会員加盟店の年会費を修正

神奈川県ビリヤード協会

第一章　総則

第１条

本協会は神奈川県ビリヤード協会と称する。

第２条

本協会は社団法人日本ビリヤード協会（英文名：ＮＩＰＰＯＮ　ＢＩＬＬＩＡＲＤ　ＡＳＳＯＣＩＴＩＯＮ　略称ＮＢＡ）の地区加盟団体とする。

第３条

① 本協会は主たる事務所を藤沢市に置く。

② 本協会は総会の決議を経て従たる事務所を必要な地に置くことが出きる。

第４条

本協会は神奈川県に於けるビリヤード界を統括し、ビリヤードの健全普及および振興を図り、併せて協会会員相互の親睦と融和を図り、ビリヤード界の発展に貢献することを以てその目的とする。

第二章　事業

第５条

本協会は第四条の目的を達成するために以下の事業を行う。

① ビリヤードの健全普及および指導。

② ビリヤードの生涯スポーツとしての健全普及および指導。

③ ビリヤードの競技会を通じ競技者の競技力向上を図る。

④ ビリヤードに関する調査研究。

⑤ その他第四条にあげる目的を達成するために必要な事業。

第三章　会員

第６条

本協会の会員を個人正会員、会員加盟店、賛助会員、ＫＰＢＡ会員、名誉会員の５種類とする。

① 個人正会員は本協会の趣旨に賛同し、入会資格を満たした者。

② 会員加盟店は本協会の趣旨に賛同し、本協会に入会する県下のビリヤード店を以てする。

③ 賛助会員は本協会の趣旨に賛同し、本協会を賛助する個人および団体を以てする。賛助会員の入会は理事長の承認を必要とし、本規約に反することのない契約書を取り交わし規約、協賛金を定める。賛助会員は本協会の総会における議決権を持たない。

④ ＫＰＢＡ会員は連盟登録者を以てする。

⑤ 名誉会員は本協会の活動において多大なる功績があった者、又は学識経験者で、理事長が推薦し、総会において承認された者。

第７条

本協会に入会しようとする者は、所定の申込書を提出するとともに入会金および会費を納入するものとする。

第８条

名誉会員は総会において承認された本人が承諾したとき、入会したものとする。

第９条

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

① 退会したとき。

② 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

③ 死亡若しくは失踪宣言を受けたとき、又は法人である会員が解散したとき。

④ 除名されたとき。

第１０条

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決を経て、理事長が除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

① 本協会の名誉を著しく傷つけたとき、又はこの法人の目的に著しく反する行為をしたとき。

② 会費を２年以上滞納したとき。

第１１条

会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

第１２条

会員が退会するときは、既納の入会金、会費、その他の拠出金品は返還しない。

第四章　役員

第１３条

本協会に次の役員を置く。

① 理事　８名以上１５名以内
　理事のうち、理事長１名、副理事長２名、専務理事１名、事務局長１名以内とする。

② 会計　１名

③ 監査　２名

④ その他　名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

第１４条

役員は下記の方法により選出する。

① 理事および監査は、総会において正会員の中より選出する。

② 理事長、副理事長は理事の互選により選出する。

第１５条

役員の任期は下記のごとく定める。

① 役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

② 役員に欠員が生じ、会務に支障ある場合は理事会において補充選任することができる。但しこの任期は前任者の残任期間とする。

第１６条

役員の任期は下記のごとく定める。職務権限を下記のごとく定める。

① 理事長は本協会を代表し、会務を統括する。

② 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、予め指名した順序によってその職務を代行する。

③ 専務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、本協会の業務を掌握する。

④ 理事は、理事会を組織して、本協会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

⑤ 監査は経理を監査し、定時総会を経て報告する。

第五章　会議

第１７条

① 理事会は、理事長がこれを招集し、副理事長および理事を以て構成する。定時総会は毎年、年度終了後２カ月以内に開催する。

② 臨時総会は理事長が必要と認めたときに開催する。

③ 前項のほか、正会員の５分の１以上の会員から付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき、理事長はその請求があった日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

④ 総会の招集は、少なくとも７日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面を以て通知する。

第１８条

① 総会は、正会員の現在数の２分の１以上の出席がなければその議事を開き議決することができない。但し、書面を以て他の会員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

② 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席した正会員の過半数を以て決議し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第１９条

理事会は、理事現在数の３分の２以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面を以て他の会員を予め意思を表示した者は出席者とみなす。

第２０条

全ての会議には、議事録を作成し議長および出席者の代表２名以上が署名捺印の上これを保存する。

第６章　会計

第２１条

本協会の経費は下記にあげるものを以て、これに充当する。

① 入会金および会費。

② 本協会の目的に賛同する有志の寄付金。

③ 事業収入。

④ その他の収入。

第２２条

本協会の入会金、年会費は下記のごとく定める。単位：円

① 個人正会員 2,000

② 会員加盟店入会金 10,000

③ ＫＰＢＡ（団体加盟）10,000

④ 賛助会員契約書を取り交わして定める

第２３条

名誉会員は入会金および会費を納めることを要しない。

第２４条

本協会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日をもって終わる。

附　　則

第１条

本協会規約は、平成９年４月１日よりこれを実施する。

第２条

規約第四章役員とは別に競技委員を設ける。

① 委員は本協会正会員の中より選出する。

② 競技委員に下記の役員を置く。

１．委員長　　一名

２．委　員　　ポケット　　部若干名

キャロム　　部若干名

３．競技委員をポケット部とキャロム部に分け、部門ごとに運営し、競技における会計は本協会会計に競技会収支報告書を提出する。

各会員はスポーツとしてのビリヤード競技を通じて、ビリヤードを健全に普及させ、技術と人格の向上を図り、且つ、会員相互の融和とスポーツ精神の昂揚を期すべき義務を負う。

事務局　神奈川県藤沢市藤沢５７１
ビリヤード　コモルーム内

平成９年４月１日
神奈川県ビリヤード協会